

法第43条 建築等許可申請書類一覧表(分家)

袖ヶ浦市開発指導準備室(R5.6.15)

- ◎申請書は正本(原本:証明書等の有効期限は交付日から3カ月)1部、副本(正本のコピー)2部の計3部を開発指導準備室に提出してください。
- ◎図面は、申請区域を赤枠で表示し、図面名称の明示とこれを作成した者が記名押印又は署名してください。
- ◎申請にあたっては、この表を正本の一枚目に添付(事前に申請者がチェック)し、書類及び図面等を、表の項目順に綴ってください。
- ★分家に関する具体的なお相談の際は、◎印の書類をお持ちになってご相談ください。

申請書類・図面等		必須	備考
申請書	建築物の新築、改築若しくは用途の変更又は第一種特定工作物の新設許可申請書〔省令様式第九〕	○	宛名は”君津土木事務所長”
	手数料	○	千葉県収入証紙を貼付
添付書類	委任状〔任意書式(県参考様式1)〕		(手続きを第三者に委任する場合) 委任者及び担当者の氏名、押印、電話番号等を記入(委任者でない者が申請手続き(訂正・受領を含む)をする場合は、別途委任状が必要)
	建築理由書〔任意書式(県参考様式2)〕	○	自己用の場合必要
	申請者の住民票の写し(原本)		
	誓約書〔任意書式(県参考様式3)〕	○	印は実印
	印鑑登録証明書(原本)	○	
	家系図	◎	任意 申請者、本家、本家の後継者を表示
	線引の日前土地所有者(本家)の住民票の写し(原本)	○	⇒市民課
	線引きの日前土地所有者(本家)の戸籍謄本及び附票(原本)	○	⇒市民課
	申請者の戸籍謄本及び附票(原本)	◎	申請者が本家と2年以上の同居実績があること
	固定資産課税台帳(記載証明)・名寄帳(原本)	◎	申請者と本家が市街化区域に土地等を有していないこと⇒課税課
	農業経営の実態(原本)		(農家分家の場合) ⇒農業委員会
	賃貸契約書の写し		(賃貸住宅に入居している場合)
	土地の登記事項証明書(原本)	○	インターネットのオンライン請求により取得したものは不可
	土地等使用承諾書〔任意書式〕		(第三者の土地を使用する場合) 売買契約書の写しは不可/印は実印
	印鑑登録証明書(原本)		
	道路・水路等占用許可書等		(道路法24条、32条等を伴う場合) 受付印のある申請書の写しでも可(占用許可後に許可書の写しを添付)⇒土木管理課
	境界確定協議書	○	協議書全ての写しを添付(敷地との接道部分を赤ラインで明示)⇒土木管理課
埋蔵文化財の確認	○	埋蔵文化財の取扱いに関する回答文⇒生涯学習課	
添付図面	付近見取図(1/2,500)		位置図を兼ねる ○ 袖ヶ浦市都市計画等⇒都市整備課
	公図の写し(原本)(1/600以上)	○	
	敷地現況図(1/100程度)	○	地盤高を表示
	敷地求積図(1/100程度)	○	
	敷地断面図(1/1.00程度)	○	切土、盛土がない旨を表示/申請地と隣接地の地盤高を表示
	配置図(1/100程度)	○	土地利用計画図 道路名称及び建築基準法該当条項、境界杭の種別、道路幅員、土留めの種類及び範囲等を表示
	給排水施設計画平面図(1/50程度)	○	・給排水施設の位置、経路、吐口の位置及び一次放流先の名称を表示 ・井戸給水の場合は吐出口の口径を表示
	がけの断面図・平面図(1/50程度)		(該当がある場合) がけの規制範囲(がけの上端から2H(Hはがけの高さ)、がけの下端から1.5H)を記入
	擁壁の断面図(1/50程度)		(該当がある場合) 擁壁の寸法・勾配・材料の種類、擁壁を設置する前後の地盤面、基礎地盤の土質並びに基礎杭の位置等を表示
	擁壁構造図		H=1m以上の場合は構造計算書添付 ・構造計算書に地盤支持力の根拠を添付 ・ブロック構造図、既存擁壁等の構造図も添付(ブロック積みの前後の地盤高低差は60cm以下)
	各種構造図(1/50程度)	○	雨水浸透枮、雨水貯留槽、合併浄化槽、道路等の寸法・材料等を記入
予定建築物の平面図・立面図(1/100程度)		立面図は2面以上 敷地面積、建物用途、構造、規模(建面、延面)、建ぺい率、容積率、最高の高さ、室用途を表示	